

公立大学法人九州看護福祉大学中期目標（案）

はじめに

公立大学法人九州看護福祉大学の母体となる学校法人熊本城北学園が運営していた私立大学の九州看護福祉大学（以下「旧九看大」という。）は、平成 10 年（1998 年）4 月に公設民営方式（公私協力型）により設立され、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授・研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、人間性豊かな人材の育成を行い、これまでに保健・医療・福祉の分野で約 8,500 人の有為な人材を地域社会に送り出してきた。

このようななか、我が国の急速な人口減少を踏まえ、旧九看大は、今後も持続可能な運営を継続していくために、玉名市（以下「市」という。）を設立団体とする公立大学法人化（以下「公立化」という。）を市に要望した。

市は、公立化することで大学を地域の成長エンジンと捉え、多くの地域貢献の取組による地域課題の解決や市民サービスの向上を図るとともに、熊本県北地域で活躍する保健・医療・福祉人材の育成拠点となり、地域福祉の充実と市民生活の安心に貢献することを目的として公立大学法人九州看護福祉大学を設立する。

公立大学法人九州看護福祉大学は、大学を運営するに当たり、旧九看大の基本理念である「地域とともに成長する大学」「生涯にわたって学べる大学」「近隣諸国と学ぶ大学」を引き継ぐとともに、教育の質を向上させ、大学が有する知識、研究成果及び学生の行動力を地域社会へ還元することで、ブランド力の向上を目指す。

また、急速な人口減少を踏まえ、自らの経営努力と改革により持続可能な法人運営を行うことで、学修環境を充実させ、選ばれる大学づくりを目指す。

この大学の目指す姿を実現するため、次に掲げる 3 つを基本目標として、この中期目標を定める。

基本目標

1 地域に貢献する人材の育成

熊本県北地域の保健・医療・福祉を支える人材の育成拠点として、学生の学修成果の目標となる学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、その達成のための教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者の受入方針（アドミSSION・ポリシー）を具体化・明確化し、地域に貢献できる人材を育成する。

2 地域とともに成長する大学

様々な分野で地域貢献を果たして、大学が有する知識・経験・研究成果及び学生の行動力を地域社会へ還元することで、大学が地域と共存していることを市民に実感してもらうとともに、地域の知の拠点として、市民が生涯に渡って学び続けられる場となることを目指す。

3 持続可能な法人経営の確立

運営費交付金及び施設整備費等補助金等は、原則として国からの普通交付税の範囲内とし、学生

の確保と科研費等外部資金の獲得による自己収入の確保、適正な人員管理、教育研究組織の不断の見直し及び施設設備費の平準化などに取り組み、持続可能な法人経営を確立する。

第1 中期目標の期間と教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

令和9年（2027年）4月1日から令和15年（2033年）3月31日まで

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、九州看護福祉大学に次の学部、学科、大学院等を置く。

学部	看護福祉学部	学科	看護学科
			社会福祉学科
			リハビリテーション学科
			鍼灸スポーツ学科
			口腔保健学科
大学院	看護福祉学研究科	専攻	看護学専攻
			精神保健学専攻
			健康支援科学専攻
助産学専攻科			

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育課程の継続的な検証・改善

入学者受入れの方針、教育課程編成・実施の方針及び学位授与の方針の整合性を確保するとともに、それぞれの方針に基づく教育の実施状況及び達成状況を継続的に検証する。

また、地域の人材需要、環境の変化等を踏まえ、育成する人材像、教育課程、授業内容及び教育方法を継続的に改善する。

(2) 保健・医療・福祉を統合的に捉える教育の推進

保健・医療・福祉を統合的に捉える視野を養うとともに、それぞれの専門領域を超えて必要となる知識及び技術を修得できる教育を推進する。

また、地域の保健・医療・福祉上の課題に、多様な専門職と協働して対応できる人材を育成する。

(3) 各学科の教育上の特色の強化

各学科が育成する人材像、教育課程及び教育方法の特色を明確にするとともに、地域の人材需要、学生の学修成果、国家試験合格状況及び就職状況等を踏まえ、教育上の特色を継続的に検証・強化する。

(4) 学生の将来に向けた教育

初年次から学生の意欲を高め、学修計画の修得及び健全な生活習慣の涵養等を促す仕組みを整備することで、国家試験合格率の向上を目指す。

また、アセスメント・ポリシー※₁に基づいた学生の知識・能力等を測定する学修到達度に関する全学的な検証を行い、教育内容・教育方法等の改善に活用する。

(5) 時代の変化に適応した教育の推進

I C T※₂の活用により教育・学修を効率化するとともに、学生が保健・医療・福祉分野のデータを適切に活用するための基礎的な知識と能力を身に付けることができるようデータサイエンス教育を推進する。

また、G P A※₃による成績評価基準の平準化を図るとともに、学修指導などにも活用を広げていく。

(6) 他の大学等との連携

地域の高等教育を取り巻く状況や課題、将来の人材需要等を県内の大学等と共通に認識し、コンソーシアム※₄等の協議体を活用して連携を図る。

(7) 国際交流を通じた学生の能力向上

「近隣諸国と学ぶ大学」の実現を目指し、学生がアジア圏内を中心とした短期留学等を通じて、国際的な視野及びコミュニケーション能力を身に付ける機会を充実させる。

2 研究に関する目標

(1) 実践的研究力の向上

市が抱える喫緊の地域課題を的確に把握し、「地域」に着目した題材の研究や地域課題の解決に繋がる研究に毎年取り組むことで、その成果を地域社会に還元するなど、地域社会の課題と大学の研究力やリソースをマッチングさせながら研究力の向上を目指す。

また、研究力の向上に伴い、研究論文の指導ができる教員を増やし、修士課程の充実を図る。

(2) 研究推進体制の充実

教育の基盤となる研究の向上を図るため、支援体制の構築に取り組む。

また、研究費の不正使用など研究活動上の不正防止を徹底するため、研究に関するコンプライアンスに基づいた研究費の適正な管理・執行が行われるよう環境整備に取り組む。

3 学生支援に関する目標

(1) 相談支援体制の整備

学生が安心して学生生活を過ごし、学修や課外活動に励むことができるようキャンパス・ソーシャルワーカー※₅を中心に学内で連携しながらきめ細やかな支援を図る。

また、学生及び卒業生に対するアンケート、学生の学修や生活状況等を適切に把握・分析し、その結果を学生サービス等の改善に反映する。

(2) 国家試験の合格に向けた支援体制の強化

国家試験対策に対する動機付けを行うとともに、成績が伸び悩んでいる学生への個別指導等を行うなど、学生に寄り添った支援を強化する。

(3) 将来設計の支援体制の強化

教育課程にキャリア教育の視点を位置付け、学生が望む就職ができるよう個別支援する体制を

強化する。

第3 地域貢献に関する目標

1 地域への人材供給に関する目標

地域に必要な人材を供給するためには、地域内入学者数や地域内就職者数の増加が必要であるため、入学試験に地域枠を採用して、地域内の高校からの入学者を確保する。

また、地域と連携した特色ある教育課程の編成及び地域に所在する医療機関等での実習を行うことで、地域を支える人材となる意思や能力を育み、地域内就職の増加を図る。

2 地域連携の推進に関する目標

地域への委員派遣を継続しながら、学生とともに地域交流に携わる機会の増加を推進する。

また、地域課題の解決や人材の育成等に寄与するため、地域連携センターを地域の医療・福祉・行政などの各関係機関や市民の声を聴くための窓口とすることで、広く地域の意見を取り入れる。

なお、地域課題については、地域医療機関、小中学校及び地域コミュニティなど、地域課題を認識している各関係機関と連携し、地域に根差した取組を実施することで、その解決を目指す。

3 生涯学習の推進に関する目標

「生涯にわたって学べる大学」の実現を目指し、地域の専門職人材及び地域住民の学び直しに関するニーズを踏まえ、リカレント教育※₆に関する方針を整備する。

4 地域経済への貢献に関する目標

地域経済へ貢献するため、地域内消費を促進するとともに、地域事業者との連携及び域内調達の状況を把握し、経済波及効果の維持・向上に繋げる。

第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制に関する目標

(1) ガバナンス強化

公立大学ガバナンス・コード※₇を参考としながら、地域社会の課題に的確に対応するため、大学経営においては理事長、教務においては学長がそれぞれの分野においてリーダーシップを発揮し、戦略的・機動的な運営と迅速な意思決定を行う。

(2) 内部統制システムの整備

内部統制の構築等について業務方法書で規定することにより、公立大学として適切に運営される体制を整備する。

(3) 適正な人員配置

公立化に伴い策定する教職員の定員管理計画（人事計画案）を基にして適正な人員配置を行う。また、社会情勢に応じ、より教育研究及び地域貢献の成果を上げるため、学部・学科、附属機関等の教育研究組織のあり方について不断に検討し、必要に応じ適切に見直すとともに、各組織の役割と業務量に応じて人員を適正に分配する。

(4) DX 推進体制の整備による事務の効率化

大学の経営戦略と整合した DX を全学的かつ計画的に推進するため、教育・研究活動及び学生支援を行うとともに、デジタル技術及びデータの適切な活用、情報システムの全体最適化並びに教職員のデジタル活用能力の向上により事務の効率化を図る。

2 人材育成に関する目標

(1) 教職員の能力開発

各学科や部局の効果的・効率的な運営のため、適切な人員配置を行うとともに、教職員の職務遂行能力及び専門性の向上につなげるため、FD※⁸及び SD※⁹研修や管理職研修を実施する。また、近年の社会情勢を鑑みて、教職員が学生のみならず自身のメンタルケアに関する知識を修得する重要性は高く、研修を受けることで、心豊かな人材を育成する環境づくりに努める。

(2) 教育研究活動

教員の活動について、教育・研究・組織運営の3分野で業績の質と量を把握するとともに、教員表彰制度を活用した教育活動の継続的向上を推進する。

(3) 大学院に係る将来的な高度専門人材の育成及び採用

修士課程の充実による人材の育成又は外部からの採用など将来的な高度専門人材の確保に向けた環境の整備を行う。

第5 財務内容の改善に関する目標

1 安定的な経営確保に関する目標

公的資金を財源として運営費交付金が交付されていることを十分に認識し、運営費交付金に依存することなく、自らの経営努力と改革により大学を安定的に運営し、中長期的な視点に立って常に経営改革を推進することで、資金計画（予算ベース）及びキャッシュ・フロー計算書における「業務活動によるキャッシュ・フロー」（決算ベース）での黒字化に取り組む。

2 自己収入の確保に関する目標

SNS を活用した大学の広報や高校への出前授業などの高大連携の取組を更に強化して、志願者の増加と入学者の確保を行い、入学金や授業料などの大学の基礎的な収入を安定させるとともに、共同・受託研究収入や科学研究費等外部資金の獲得、地域内外からの寄附金の増加に向けた戦略的な取組を推進して自己財源の充実を図る。

また、教育・研究の分野以外にも、ネーミングライツ事業や民間企業広告の募集などによる外部収入の獲得や、不要となった動産・不動産を売却するなど自己財源の確保に努める。

3 経費の抑制に関する目標

教育水準の維持向上に配慮しながらも、市の基準に準じた予算編成基準の作成と全ての経費に関する支出の見直しを図り、真に必要な業務の効率化や業務経費の精査を行い、大学の限られたリソースを必要な業務に集中させる。

4 資産の管理及び運用に関する目標

市の公共施設マネジメントを参考とした資産管理を行い、大学の教育研究活動に支障のない範囲で大学施設の開放を行うなど、資産を有効に活用する。

第6 自己点検・評価及び情報提供に関する目標

1 自己点検・評価に関する目標

自己点検・評価の定期的な実施とともに、第三者機関の評価結果を教育研究や組織運営の改善に活用するため、組織的なマネジメントサイクル※10を着実に実施する。

また、公立大学法人評価委員会による評価について、業務へ反映できるよう検証するなど継続的な業務の改善に取り組む。

2 情報公開の推進に関する目標

公立大学として社会への説明責任を果たすとともに、大学運営の透明性を確保するため、中期計画、財務諸表及び自己点検・評価結果など法令により公表が義務付けられている事項はもとより、教育研究活動や地域貢献活動などについて、市の広報など様々な媒体を活用し、積極的かつ速やかな情報公開を行う。

また、毎年の予算及び決算状況を分析し、市民に分かりやすい財務レポートなど経営状況を示す資料を作成し、公開する。

第7 その他の業務運営に関する重要事項

1 施設設備の整備・活用に関する目標

既存の施設や設備の適正な維持管理を行うとともに、将来的に見込まれる施設改修等の費用を交付税の範囲内で積み立てるため、中長期施設設備整備計画の見直しを図り、施設の長寿命化と良好な教育研究環境を保持しながら、毎年度発生する施設設備費の平準化や施設設備の有効活用を図る。

なお、整備改修に当たっては、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を採用するなど、環境保全等に十分配慮する。

2 安全管理に関する目標

関係法令を踏まえ、学内の安全で衛生的な環境を保持するとともに、災害等の緊急時のリスク管理や個人情報の保護などの情報セキュリティ管理を適切に行う。

3 法令遵守及び社会的責任に関する目標

法令、社会の規範及び学内の諸規程の遵守並びに研究費等の管理など、教職員や学生一人ひとりがコンプライアンスに対する意識を高めるとともに、その啓発活動にも継続的に取り組む。

また、人権や多様性が尊重され、持続可能な社会の実現に貢献するため、ダイバーシティ＆インクルージョン※11やSDGs※12の取組について、地域とともに推進する。

用語解説

※1 アセスメント・ポリシー

学生の学修成果を評価・可視化し、教育の質を保証・改善するための大学内の基本方針。

※ 2 ICT（インフォメーション・コミュニケーションテクノロジー）

情報通信機器を用いて行うコミュニケーションを実現する技術。

※ 3 GPA（グレード・ポイント・アベレージ）

成績を数値化した指標で、学業成績の評価に用いられる。

※ 4 コンソーシアム

共通の目的を達成するために、複数の組織や個人が協力して形成する共同事業体や連合体。

※ 5 キャンパス・ソーシャルワーカー

大学で学生の生活課題や心理的・社会的問題を支援する専門職。

※ 6 リカレント教育

社会人が仕事と学びを往復しながら必要なスキルや知識を継続的に身に付ける学修制度。

※ 7 ガバナンス・コード

企業等が株主やその他の利害関係者との関係を適切に管理し、透明性のある意思決定を行うための指針。

※ 大学：（私立大学）私立大学の自主性と多様性を尊重し、ガバナンスの強化と健全性の向上を図るために策定。

（国立大学）国立大学が学問の自由と大学の自治を担保しつつ、特色ある大学を構築するために策定。

（公立大学）公立大学が社会的責任を果たし、透明性と説明責任を確保するための基本原則を示した指針。

※ 8 FD（ファカルティ・ディベロップメント）

大学教員が教育内容や方法を改善・向上させるための組織的な取組。

※ 9 SD（スタッフ・ディベロップメント）

大学における事務職員、技術職員、教員を含む全ての職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を提供することを目的とした取組。

※ 10 マネジメントサイクル

組織が目標を継続的に達成するために、計画・実行・評価・改善を繰り返す業務管理の仕組み。

※ 11 ダイバーシティ＆インクルージョン

多様な人材を受け入れ、尊重し、組織の力として活かすための考え方。単なる多様性の存在だけでなく、包摂的な環境づくりを重視する概念。

※ 12 SDGs（エスディージーズ）

2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際的な指標。17の目標と169の達成基準から成り立つ。